○東北地方整備局告示第九十号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、令和八年六月十八日から二週間一般の縦覧に供する。

令和八年六月十八日

東北地方整備局長　西村　拓

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
四号	奥州市水沢真城字土手根一三四番六から同市水沢真城字中林七一番まで	東北地方整備局及び同局岩手河川国道事務所

供用開始の期日　令和八年六月十八日

○中部地方整備局告示第五十四号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、令和八年六月十八日から二週間一般の縦覧に供する。

令和八年六月十八日

中部地方整備局長　森本　輝

(一) 道路の種類　一般国道

(二) 路線名　一号

(三) 道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員（メートル）	延長（キロメートル）	備考
三重県三重郡朝日町大字小向字白子四一番一から四日市市采女町字清水二九九八番一八まで	前	Ａ 九・六〇～一二・〇〇	一七・四三二	上記Ａ及びＢは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。
	後	Ｂ 九・七五～一七・〇〇	一一・六八八	
		Ａ 九・六〇～一二・〇〇	一七・四三二	
		Ｂ 九・七五～一七・〇〇	一一・六八八	

(四) 図面縦覧場所　中部地方整備局及び同局北勢国道事務所

○中部地方整備局告示第五十五号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、令和八年六月十八日から二週間一般の縦覧に供する。

令和八年六月十八日

中部地方整備局長　森本　輝

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
一号	四日市市山之一色町字穴田五一六番五から同市西坂部町字御館一九四七番二まで（ただし、関係図面に表示する部分のみ。）	中部地方整備局及び同局北勢国道事務所

供用開始の期日　令和八年六月十八日

○近畿地方整備局告示第九十四号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、令和八年六月十八日から二週間一般の縦覧に供する。

令和八年六月十八日

近畿地方整備局長　齋藤　博之

(一) 道路の種類　一般国道

(二) 路線名　八号

(三) 道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員（メートル）	延長（キロメートル）
滋賀県蒲生郡竜王町大字西横関字堂田一六一番一から同町大字西横関字碓ヶ元九五三番まで	前	一一・七三～二一・八四	〇・二三四
	後	一二・五八～三七・五〇	〇・二三四

(四) 図面縦覧場所　近畿地方整備局及び同局滋賀国道事務所

○茨城県公安委員会告示第四十四号

次の特定抗争指定暴力団等につき、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第十五条の二第二項の規定による同条第一項の規定による指定の期限の延長により、公示事項の一部に変更があったので、同条第八項において準用する同法第七条第四項の規定により、次のとおり告示する。

令和八年六月十八日

茨城県公安委員会委員長　白川　洋子

一　特定抗争指定暴力団等

令和六年六月二十一日茨城県公安委員会告示第五十四号一に係る特定抗争指定暴力団等（六代目山口組）

変更前　指定の期限　令和八年六月二十日まで

変更後　指定の期限　令和八年九月二十日まで

二　特定抗争指定暴力団等

令和六年六月二十一日茨城県公安委員会告示第五十四号二に係る特定抗争指定暴力団等（絆會）

変更前　指定の期限　令和八年六月二十日まで

変更後　指定の期限　令和八年九月二十日まで

○岐阜県公安委員会告示第六号

次の特定抗争指定暴力団等につき、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第十五条の二第二項の規定による同条第一項の規定による指定の期限の延長により、公示事項の一部に変更があったので、同条第八項において準用する同法第七条第四項の規定により、次のとおり告示する。

令和八年六月十八日

岐阜県公安委員会委員長　林　正子

一　特定抗争指定暴力団等

令和六年八月二日岐阜県公安委員会告示第十一号一に係る特定抗争指定暴力団等（六代目山口組）

変更前　指定の期限　令和八年六月二十日まで

変更後　指定の期限　令和八年九月二十日まで

二　特定抗争指定暴力団等

令和六年八月二日岐阜県公安委員会告示第十一号二に係る特定抗争指定暴力団等（絆會）

変更前　指定の期限　令和八年六月二十日まで

変更後　指定の期限　令和八年九月二十日まで

○愛知県公安委員会告示第十一号

次の特定抗争指定暴力団等につき、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第十五条の二第二項の規定による同条第一項の規定による指定の期限の延長により、公示事項の一部に変更があったので、同条第八項において準用する同法第七条第四項の規定により、次のとおり告示する。

令和八年六月十八日

愛知県公安委員会委員長　中尾　友紀

一　特定抗争指定暴力団等

令和六年六月二十一日愛知県公安委員会告示第十号一に係る特定抗争指定暴力団等（六代目山口組）

変更前　指定の期限　令和八年六月二十日まで

変更後　指定の期限　令和八年九月二十日まで

二　特定抗争指定暴力団等

令和六年六月二十一日愛知県公安委員会告示第十号二に係る特定抗争指定暴力団等（絆會）

変更前　指定の期限　令和八年六月二十日まで

変更後　指定の期限　令和八年九月二十日まで

○三重県公安委員会告示第十五号

次の特定抗争指定暴力団等につき、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第十五条の二第二項の規定による同条第一項の規定による指定の期限の延長により、公示事項の一部に変更があったので、同条第八項において準用する同法第七条第四項の規定により、次のとおり告示する。

令和八年六月十八日

三重県公安委員会委員長　吉田すみ江